

## 栃木県社会福祉協議会法人後見支援員（人材）バンク設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、栃木県社会福祉協議会法人後見支援員（人材）バンク（以下「支援員バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）

第2条 栃木県内の市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が実施する法人後見事業において、後見業務の一部を補助する人材（支援員）を育成、登録管理し、当該市町社協に支援員の情報を提供することにより、法人後見事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 支援員バンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法人後見支援員養成研修（「法人後見支援員養成研修実施要項」を別に定める）を修了した者の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 支援員情報の管理及び提供に関すること。  
バンクへの登録時及び登録情報の更新時に活動希望地域で法人後見事業を実施している、もしくは実施予定の市町社協に情報提供を行うものとする。
- (3) 支援員の発掘に関すること。
- (4) 支援員養成研修カリキュラムの見直しに関すること。
- (5) 支援員の相互連携及び資質の向上に関すること。
- (6) その他支援員バンクに関し必要なこと。

（事務局）

第4条 支援員バンクの事務局は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）におく。

（登録できる対象及び資格）

第5条 支援員バンクに登録できる人材は以下のとおりとする。

- (1) 県社協が主催する法人後見支援員養成研修のカリキュラムを適正に修了した者。
- (2) なお、県社協及び市町社協が活動に適さない人材と判断した場合は登録を行わないものとする。

（登録の変更）

第6条 支援員バンクへ登録した者（以下「登録者」という。）は、その登録した内容に変更が生じたときは、速やかに、様式2号により県社協に報告しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 県社協は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援員バ

シクの登録を取消すものとする。

- (1) 登録者から取消しの申出があったとき。
- (2) 登録者が第5条(2)に該当することとなった場合。

(管理する登録者の情報等)

第8条 県社協は、第5条(1)に該当する者から登録申込書(様式第1号)を徴し、登録者に係る次の情報を管理するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 連絡先電話(FAX)番号
- (4) 活動できる市町
- (5) その他事務局が必要と認める事項

2 年に一回、県社協が登録者に対して、登録内容の確認をし、情報の更新を行うものとする。

(支援員バンクの利用)

第9条 支援員バンクを活用することができるのは、法人後見事業を実施する市町社協とする。

2 市町社協は、第3条の規定により県社協から情報提供を受けた支援員の活用状況について、年に一回、県社協に報告するものとする。

(経費)

第10条 支援員に係る報酬(概ね1時間あたり1,000円)や傷害保険等の保険料については、活用する市町社協の負担とする。

(傷害保険等の加入)

第11条 市町社協は、法人後見事業実施に伴い、必ず傷害保険等に加入するものとする。この場合は、支援員の活動に伴う補償及び賠償を考慮した保険に加入すること。

(事故)

第12条 法人後見事業実施に伴い発生した事故及び損害については、県社協は責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援員バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

